破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８号
富山市上二杉393番地１　カーサ・グローリー204号、前住所富山県魚津市吉島552番地５
破産者　寺澤　栄人
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０６６号
埼玉県上尾市大字大谷本郷986番地１　ハイツ小川Ｂ―202
破産者　齋藤　智和
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１４８７号
埼玉県川口市東本郷２丁目21番14―203号　マンションベルシア
破産者　堀口　　勝
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
さいたま市岩槻区大字掛508番地２　リヴェール203号
破産者　小林　奈美
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ａ―1403
破産者　島津　由美（旧姓奈良部）
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
東京都江東区枝川１丁目１番10ー1113号、開始決定時の住所さいたま市緑区山崎１丁目３番26号　ローヤルシティ浦和東1202号
破産者　竹中佐知子
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
埼玉県川口市幸町１丁目７番17号
破産者　立川　正俊
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６０号
さいたま市浦和区常盤２丁目14番３号
破産者　塚原　順子
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６７号
埼玉県久喜市青毛２丁目10番地18　レオパレスＯＧＥ　ＮＯＲＴＨ205
破産者　小林　尊城
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第３００号
長野県松本市大村352―１、開始決定時の住所長野県松本市大字芳川村井町220番地327
破産者　伊東　　勉
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１８１７号
札幌市西区発寒13条３丁目７番26―402号
破産者　成瀬　昌臣
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９号
北海道旭川市中常盤町２丁目1970番地
破産者　宮崎　正巳
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０５号
北海道旭川市春光町国有無番地　陸上自衛隊
破産者　山本　　学
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１６号
北海道旭川市東旭川南１条４丁目５番１号　フローレス・M103
破産者　永田　美雪
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５１号
釧路市緑ケ岡５丁目29番50
破産者　中川　淳一
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第１９１７号
宮城県黒川郡富谷町成田２丁目２番地４　読売新聞社宅203
破産者　辺見　正浩
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
宮城県亘理郡山元町浅生原字南山下48番地　ハッピー荘101号室、申立時の住所宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋35番地200
破産者　齋田　順子
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５７号
山形県西村山郡朝日町大字宮宿785番地
破産者　鈴木　俊夫
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３０８号
福島県郡山市安積町笹川字南向１番地の７
破産者　吉見　真一
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係